

三次市地域防災計画 目 次

震 災 対 策 編

第 1 章 総則	207
第 1 節 目的	207
第 2 節 基本方針	208
第 3 節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	208
第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	209
第 5 節 三次市の自然的条件	215
第 6 節 被害想定	216
第 2 章 災害予防計画	230
第 1 節 基本方針	230
第 2 節 防災まちづくりに関する計画	231
第 3 節 市民等の防災活動の促進に関する計画	236
第 4 節 調査、研究に関する計画	241
第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画	242
第 6 節 危険物等災害予防計画	244
第 7 節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	246
第 8 節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	246
第 3 章 災害応急対策計画	247
第 1 節 基本方針	247
第 2 節 災害発生直前の応急対策	248
第 3 節 災害発生後の応急対策	256
第 4 節 災害派遣・広域的な応援体制	256
第 5 節 救助・救急、医療及び消火活動	257
第 6 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	263
第 7 節 避難生活及び情報提供活動	263
第 8 節 救援物資の調達、供給活動	263
第 9 節 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動	264
第 10 節 応急復旧、二次災害防止活動	264
第 11 節 ボランティアの受入等に関する計画	265
第 12 節 文教計画	265
第 13 節 災害救助法適用計画	265

第4章	災害復旧計画	266
第1節	基本方針	266
第2節	被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	266
第3節	被災者の生活確保に関する計画	266
第4節	施設災害復旧計画	266
第5節	激甚災害の指定に関する計画	266
第6節	義援金、救援物資受入及び配分に関する計画	266
第7節	災害復興計画（防災まちづくり）	266

震 災 対 策 編

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）に基づき、三次市における大規模な地震災害に関する「災害予防」、「災害応急対策」及び「災害復旧」に関し、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、市内において発生が想定されるあらゆる地震災害に対処するため、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、これにより地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、災対法に基づき、三次市防災会議が作成する「三次市地域防災計画」の別編「震災対策編」とする。
なお、本計画は、基本編に基づき策定したものであり、計画全般にわたり、「基本編」中における「災害」、「風水害」、「火災」の各用語は、「地震災害」もしくは「震災」、「地震災害」、「地震火災」の各用語に適宜読み替えるものとする。
- 2 この計画は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震などの近年の大規模地震の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的な事項を定め、地震災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、毎年定期的に検討を加えるとともに、修正を必要と認める事項が生じたときは、毎年度開催の市防災会議において速やかに修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

基本編第1章第3節「防災業務実施上の基本理念及び基本原則」に定めるところによる。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

1 市

- (1) 市防災会議に関する業務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する調査研究，教育及び訓練
- (4) 市域内における公共的団体及び市民防災組織の育成指導
- (5) 防災に関する物資及び資材の備蓄整備
- (6) 防災施設の新設，改良及び復旧の実施
- (7) 災害情報の収集及び伝達
- (8) 被害調査
- (9) 災害広報
- (10) 避難勧告等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (11) 被災者の救出，救助等の措置
- (12) 消防，水防その他の応急措置
- (13) 被災施設の応急復旧
- (14) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (15) 被災児童，生徒等に対する応急教育
- (16) 市内における公共的団体及び市民の防災組織の育成指導
- (17) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (18) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (19) 被災宅地危険度判定（震災時）
- (20) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

2 県

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 被災者の救出，救助等の措置
- (5) 被災施設の応急復旧
- (6) 災害時における防疫，その他保健衛生に関する応急措置
- (7) 被災児童，生徒等に対する応急教育
- (8) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (9) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (10) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (11) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (12) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

3 三次警察署

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出，救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急通行路の確保
- (5) 交通の混乱防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の搜索及び遺体の見分，検視
- (7) 危険箇所の警戒並びに市民等に対する避難の勧告，指示，誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地，避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4 指定地方行政機関

防災関係機関	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	ア 管区内各県警察の指導，調整及び広域緊急援助隊等の応援派遣に関する調整 イ 他管区警察局との連携 ウ 関係機関との協力 エ 情報の収集及び連絡 オ 警察通信の運用
中国四国防衛局	ア 米軍の艦船・航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に，関係地方公共団体等に連絡すること イ 災害時における防衛省本省及び米軍等との連絡調整
中国総合通信局	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 電波の監理及び電気通信の確保 ウ 災害時における非常通信の運用監督 エ 非常通信協議会の指導育成 オ 災害対策用移動通信機器，臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請
中国財務局	ア 被災復旧事業費の査定への立会 イ 地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付 ウ 国有財産の無償貸付等 エ 金融機関に対する金融上の措置の要請
中国四国厚生局	国立病院機構等関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）
広島労働局	ア 工場，事業場における労働災害の防止に関する指導，監督 イ 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務
中国四国農政局	ア 農業関係被害の調査，報告，情報の収集 イ 農地保全施設又は農業水利施設の防災管理 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給対策 エ 災害時における家畜の管理，飼料供給の対策及び指導

防災関係機関	処理すべき事務又は業務の大綱
	オ 土地改良機械の緊急貸付 カ 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣
近畿中国森林管理局	ア 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理 イ 災害応急対策用木材の供給
中国経済産業局	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の円滑な供給を確保するため必要な指導 エ 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
中国四国産業保安監督部	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 ウ 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導
中国地方整備局	ア 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 イ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 ウ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 エ 災害に関する情報の収集及び伝達 オ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 カ 災害時における交通確保 キ 海洋の汚染の防除 ク 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
中国運輸局	ア 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 運送等の安全確保に関する指導監督 ウ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 エ 緊急輸送に関する要請及び支援
広島地方気象台	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 カ 緊急地震速報の利用周知・広報
中国四国地方環境事務所	ア 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達 イ 家庭動物の保護等に係る支援 ウ 災害時における環境省本省との連絡調整
中国地方測量部	ア 地理空間情報の活用に関すること イ 防災関連情報の活用に関すること ウ 地理情報システムの活用に関すること エ 復旧測量等の実施に関すること

5 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

6 指定公共機関

防災関係機関	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 中国支社	ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 オ 災害時における災害特別事務取扱等の窓口業務の確保
日本赤十字社 広島県支部	ア 災害時における医療、助産等救護の実施 イ 避難所奉仕及び義援金の募集、配分 ウ 日赤関係医療施設の保全
日本放送協会 広島拠点放送局	ア 気象等予警報及び被害状況等の報道 イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道 ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送 エ 放送施設の保守 オ 義援金の募集、配分
西日本高速道路株式会社中国支社	ア 管理道路の防災管理 イ 被災道路の復旧
西日本旅客鉄道株式会社広島支社	ア 鉄道施設の防災管理 イ 災害時における旅客の安全確保 ウ 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力 エ 被災鉄道施設の復旧
日本貨物鉄道株式会社	災害時における救助物資の緊急輸送の協力
西日本電信電話株式会社中国支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTT ドコモ中国支社	ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理 イ 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達 ウ 被災公衆電気通信設備の復旧 エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供 オ 「災害用伝言板サービス」の提供
日本通運株式会社広島支店 福山通運株式会社 佐川急便株式会社中国支店 ヤマト運輸株式会社中国支社 西濃運輸株式会社広島支店	災害時における救援物資の緊急輸送の協力
中国電力株式会社 中国電力ネットワーク株式会社	ア 電力施設の防災管理 イ 災害時における電力供給の確保 ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧
KDDI株式会社 中国総支社 ソフトバンク株式会社	ア 電気通信設備の整備及び防災管理 イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施 ウ 被災電気通信設備の災害復旧

注. 西日本電信電話株式会社中国支店は以下、「NTT 西日本」、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は以下、「NTT コム」、株式会社 NTT ドコモ中国支社は以下、「NTT ドコモ中国支社」

7 指定地方公共機関

防災関係機関	処理すべき事務又は業務の大綱
広島ガス株式会社 社団法人広島県 LP ガス協会	ア ガス施設の防災管理 イ 災害時におけるガスの供給の確保 ウ 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧
広島バス株式会社 広交観光株式会社 広島交通株式会社 株式会社中国バス 備北交通株式会社 芸陽バス株式会社 社団法人広島県バス協会 社団法人広島県トラック協会	ア 災害時における旅客の安全確保 イ 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力 ウ 被災鉄軌道施設等の応急対策及び復旧
株式会社中国放送 広島テレビ放送株式会社 株式会社広島ホームテレビ 株式会社テレビ新広島 広島エフエム放送株式会社	ア 気象等予警報及び被害状況等の報道 イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道 ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送 エ 放送施設の保守
広島県厚生農業協同組合連合会 一般社団法人広島県医師会	ア 災害時における医療、助産等救護の実施 イ 負傷者の受入れ並びに看護

8 防災上重要な施設の管理者

防災関係機関	処理すべき事務又は業務の大綱
病院、劇場、百貨店、旅館 等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者	ア 施設の防災管理 イ 施設に出入りしている患者、観客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者	ア 施設の防災管理 イ 被災施設の応急対策 ウ 施設周辺市民に対する安全対策の実施
社会福祉施設等の管理者	ア 施設の防災管理 イ 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策
その他防災上重要な施設の管理者 (農業協同組合、森林組合、商工会議所等の産業経済団体、自主防災組織など)	前記に準じた防災対策の実施

第5節 三次市の自然的条件

1 地勢

本市は、広島県北部の島根県と県境を接する中国地方の内陸中央部に位置している。

本市の主要な河川は、江の川を本流として、神野瀬川、西城川、馬洗川などの支流が三次盆地の中央で合流している。

本市の地形は、三次盆地を中心に各支流沿いに標高 150～200mの平坦地が広がっている。その背後は、おおむね標高 300～600mの緩やかな枝状の丘陵、山地となっているが、北部の県境周辺部は 800～900m級の山々に囲まれた急峻な地形となっており、8割以上が林野で占められている。

2 地質

三次盆地は、新生代第四紀の地殻変動によって生じた山内断層などによって相対的に落ち込んで形成された構造盆地である。盆地と周辺の山地には急崖や地層が大きく変形したところが見られる。盆地内には江の川及びその支川によって形成された砂礫、砂、粘土からなる氾濫原が広がっている。

盆地を取り囲む山地、台地は地域の基盤岩類である中生代の花崗岩類、火山岩類からなる。

第6節 被害想定

広島県が実施した「広島県地震被害想定調査報告書」(H25.10)の結果に基づき、地震動、液状化、建物被害、人的被害等の地震による被害の想定を再整理した。

1 既往地震及び活断層

三次市周辺(広島県北部含む)を震源とする地震は、記録にみられるものでも江戸期の1769年、明治期の1869年、大正期の1919～1920年、昭和期の1930年、1970年、平成期の2011年に発生している。大規模な被害は確認できないが、明治期や大正期、昭和初期の地震では壁に割れ目が発生したり、地震による地割れ、落石なども発生したりしたとみられる。東北地方太平洋沖地震が発生した2011年には広島県北部で深さ10kmの震源によるM5.4の地震が発生し、三次市でも震度5弱の揺れが観測されており、今後も比較的震度の浅い地震が発生する可能性は考えられる。(資料編「資料5-1-1 三次市に被害を及ぼした主な地震」)

三次市周辺の活断層は、産業技術総合研究所の活断層データベースによると、中国自動車道三次東IC北部に山内活動セグメント(山内断層および畠敷南断層)がある。

2 県地震被害想定調査の概要

(1) 想定地震の設定

被害想定を行うべき地震として、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」及び「どこでも起こりうる直下の地震」の計12ケースを選定した。

「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」は、以下の①～③の基準により、11ケースを選定した。

- ①歴史的に繰返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- ②地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震
- ③地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

南海トラフ巨大地震のほか、安芸灘断層群(主部)、安芸灘断層群(広島湾・岩国沖断層帯)、中央構造線に沿う断層である讃岐山脈南縁・石鎚山脈北縁東部の活動による地震及び、長者ヶ原断層・芳井断層が一括して活動した時の地震を想定している。

三次市からは長者ヶ原断層帯が比較的近くに位置している。

「どこでも起こりうる直下の地震」は、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の影響が小さい地域において防災対策を行う上での基礎資料として役立てることを目的として、三次市の役場の所在地に震源位置を仮定した。

表 選定した想定地震

想定地震			選定基準			広島県に被害を及ぼした 主な地震
			①	②	③	
プレート間の地震	南海トラフ巨大地震	1) 南海トラフ巨大地震	○	○	○	・昭和21年(1946年)南海地震 ・安政元年(1854年)安政南海地震 ・宝永4年(1707年)宝永地震
プレート内の地震	日向灘及び南西諸島海溝周辺	2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道	○	○	○	・平成13年(2001年)芸予地震 ・昭和24年(1949年)安芸灘 ・明治38年(1905年)芸予地震 ・安政4年(1857年)芸予地震
地殻内の地震	中央構造線断層帯	3) 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	－	○	○	・平成12年(2000年)鳥取県西部地震 ・明治5年(1872年)浜田地震
		4) 石鎚山脈北縁	－	○	○	
		5) 石鎚山脈北縁西部－伊予灘	－	○	○	
	五日市断層帯	6) 五日市断層	－	○	○	
		7) 己斐－広島西縁断層帯	－	○	○	
	岩国断層帯	8) 岩国断層帯	－	○	○	
	安芸灘断層群	9) 主部	－	○	○	
		10) 広島湾－岩国沖断層帯	－	○	○	
	長者ヶ原断層帯	11) 長者ヶ原断層－芳井断層	－	－	○	
どこでも起こりうる直下の地震			－	－	○	

資料：「広島県地震被害想定調査報告書」(H25.10)をもとに作成

表 広島県地震被害想定調査における想定地震の諸元

地震名 ※	地震タイプ	長さ	幅	マグニチュード ※1	今後 30 年以内の発生確率
南海トラフ巨大地震 ◎	プレート間	—	—	9.0	70%～80%
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	—	—	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部 ◎	地殻内	約 130km	20-30km	8.0 程度もしくはそれ以上	ほぼ 0～0.3%
石鎚山脈北縁 ※2	地殻内	約 30km	不明	7.3～8.0 程度	ほぼ 0～0.3%
石鎚山脈北縁西部-伊予灘	地殻内	約 130km	不明	8.0 程度もしくはそれ以上	ほぼ 0～0.3%
五口市断層	地殻内	約 20km		7.0 程度	不明
己斐-広島西縁断層帯 (M5.5) ※3	地殻内	約 10km	不明	6.5 程度	不明
岩国断層帯	地殻内	約 44km	20km 程度	7.6 程度	0.03～2%
安芸灘断層群 (主部) ◎	地殻内	約 21km	不明	7.0 程度	0.1～10%
安芸灘断層群 (広島湾-岩国沖断層帯)	地殻内	約 37km	不明	7.4 程度	不明
長者ヶ原断層-芳井断層 ※4	地殻内	約 37km	—	7.4 ※6	—
どこでも起こり得る直下の地震 ※5	地殻内	—	—	6.9	—

注. 表中の数値等は内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による

※…平成 19 年度調査から新たに想定した地震

※1…気象庁マグニチュード。南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード

※2…端部の位置、長さは岡村断層部分

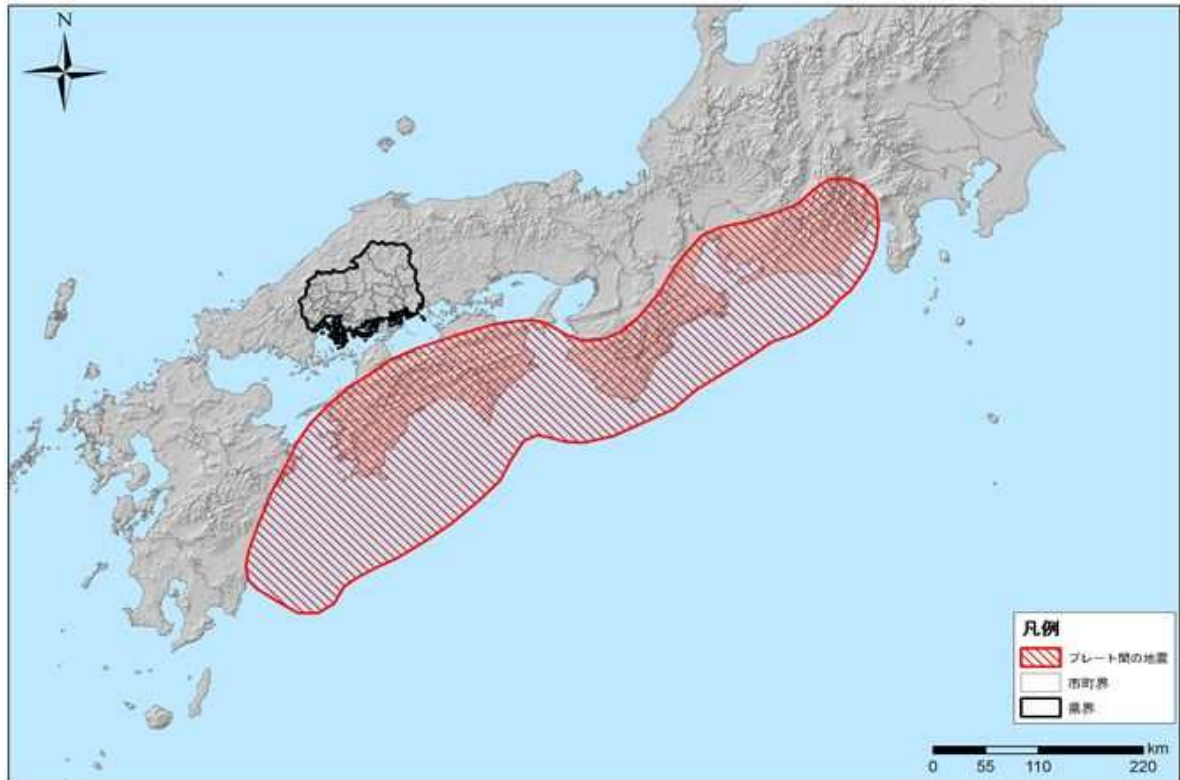
※3…己斐-広島西縁断層帯 (M6.9) は参考として震源を設定しているため諸元は省略

※4…長者ヶ原断層-芳井断層は本調査による結果を表示

※5…震源を仮定しているため諸元は省略

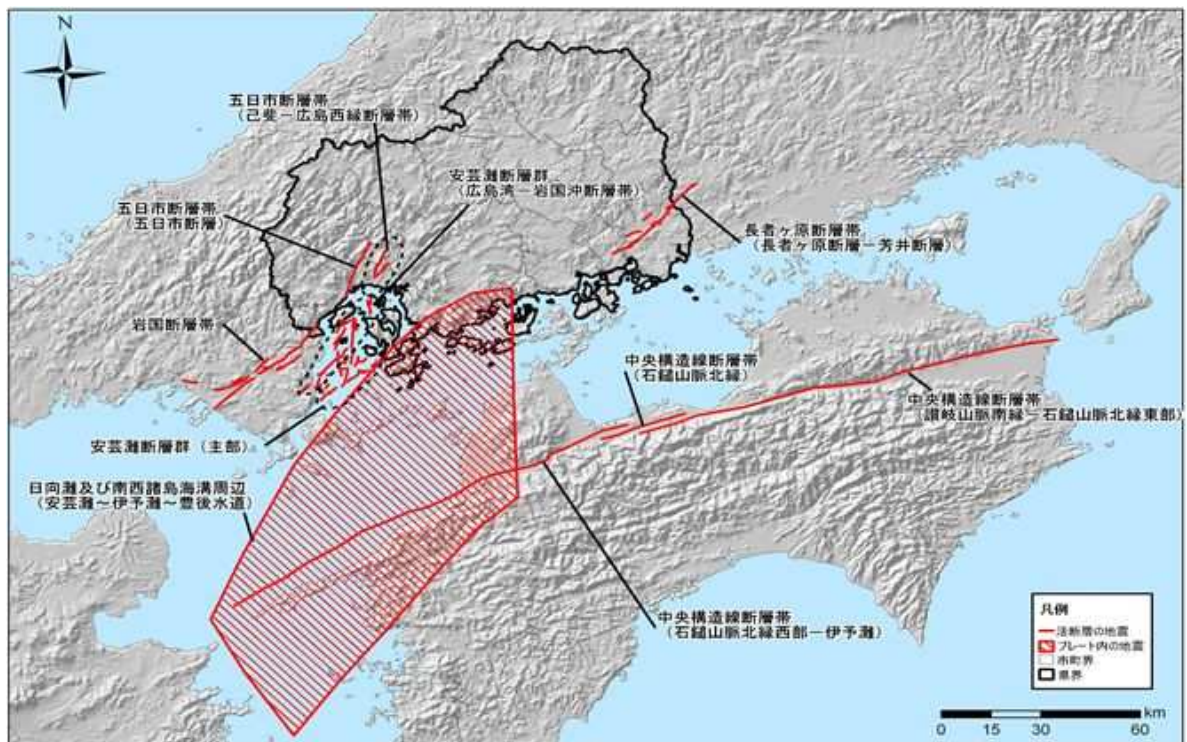
※6…松田 (1975) の式 ($\log L=2.9+0.6M$) により計算

資料:「広島県地震被害想定調査報告書」(広島県, H25.10)をもとに作成



注. 内閣府（2012），南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

＜南海トラフ巨大地震＞

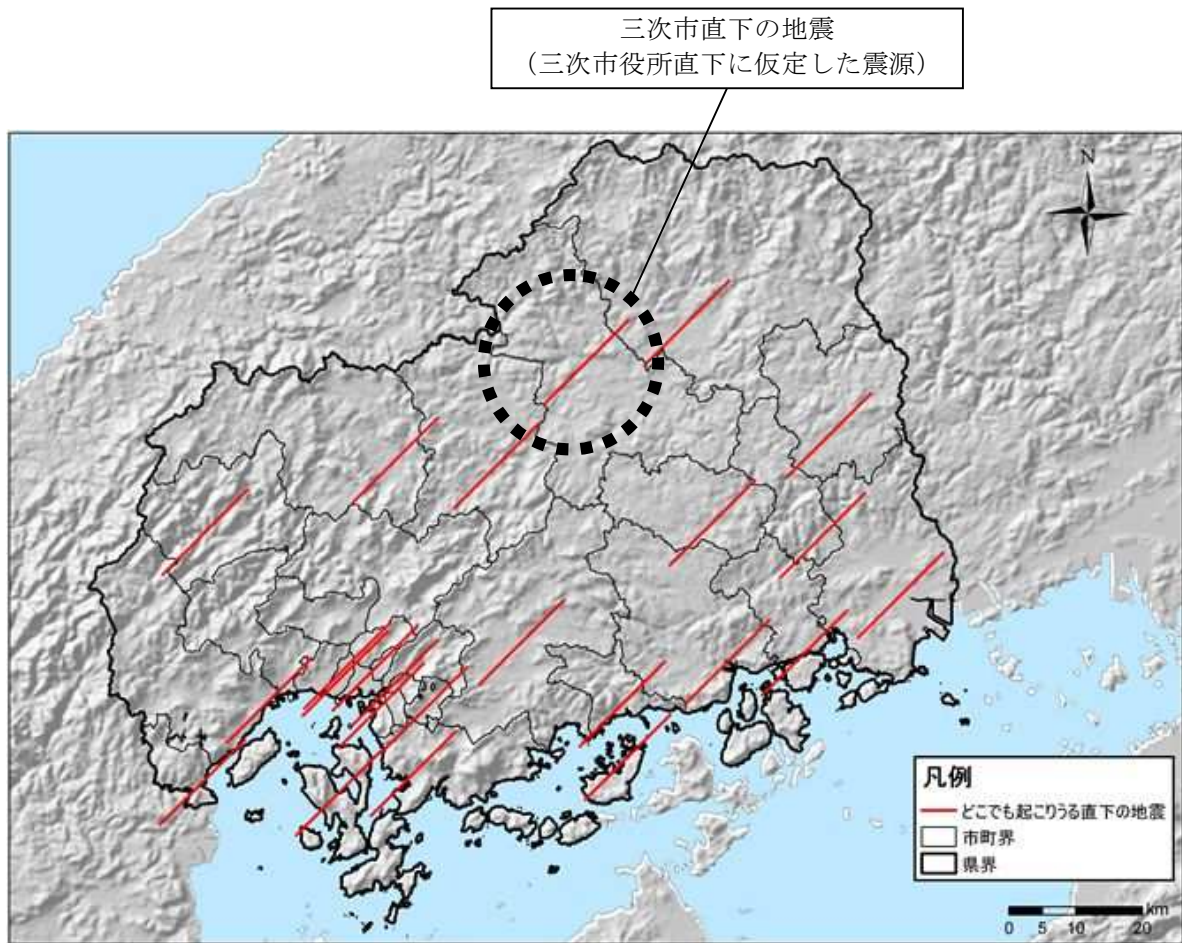


注. 活断層研究会（1991）：新編日本の活断層，東京大学出版会

＜既に明らかとなっている断層等を震源とする地震＞

資料：「広島県地震被害想定調査報告書」（広島県，H25.10）

図 想定地震位置図（1）



<どこでも起こりうる直下の地震>

資料：「広島県地震被害想定調査報告書」（広島県，H25.10）をもとに作成

図 想定地震位置図（2）

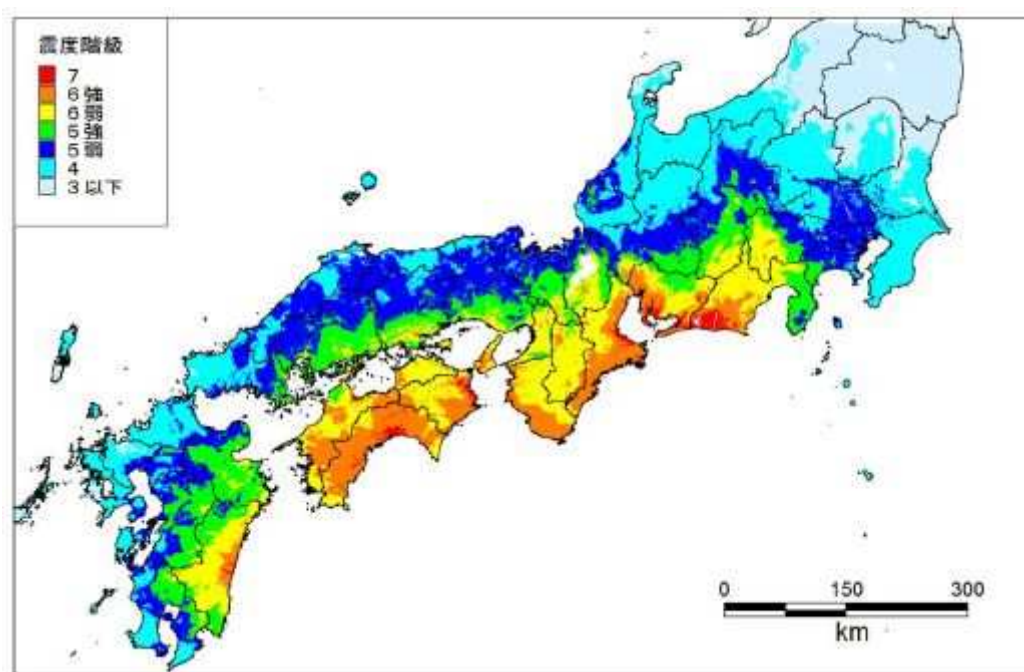
(2) 被害想定の実施方針

ア 地震動予測

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示したケースのうち、広島県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの強震断層モデルの内、揺れによる建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

また、活断層が確認されていない地域においても発生しうる地震として、各市町役場の所在地に震源位置を仮定した地震による被害想定を行った。



資料：「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」（H24.8.29，中央防災会議，防災対策推進検討会議，南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）

図 震度分布図（陸側ケース）

イ 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

表 想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
①冬 深夜 平均：風速 8m/s 最大：風速 11m/s	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
②夏 12時 平均：風速 7m/s 最大：風速 11m/s	・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
③冬 18時 平均：風速 8m/s 最大：風速 11m/s	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

資料：「広島県地震被害想定調査報告書」（H25.10）をもとに作成

ウ 被害想定項目と想定単位

被害想定項目及び被害想定手法は、内閣府の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が実施した被害想定手法を参考にして設定した。

3 被害想定結果

三次市における想定地震 12 ケースの被害想定結果を別表に示した。

想定される被害の特徴を以下に示した。総じて、三次市直下地震の被害が最も大きく、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道（以下、安芸灘等地震）、長者ヶ原断層・芳井断層（以下、長者ヶ原等地震）で被害が発生する結果であった。

地震動が震度 5 弱以上の面積が広い地震は、南海トラフ巨大地震（96.5%）、三次市直下地震（95.5%）、安芸灘等地震（74.3%）であるが、震度 6 弱以上の面積が最も広い地震は、三次市直下地震（14.2%）であった。

液状化危険度面積率のうち、「かなり高い（ $15 < PL \leq 30$ ）」、「極めて高い（ $30 < PL$ ）」が高い地震は、安芸灘等地震（27.5%）、三次市直下地震（21.6%）、南海トラフ巨大地震（9.8%）であった。

土砂災害の危険度ランクが高い箇所数の多い地震は、長者ヶ原等地震が急傾斜地 786 箇所、山腹崩壊 734 箇所などで最も多く、三次市直下地震が山腹崩壊 46 箇所、急傾斜地 13 箇所などと続いている。

建物被害は、三次市直下地震が全壊 1,473 棟、半壊 5,316 棟、焼失 9 棟で最も被害が大きく、主に揺れによる被害である。南海トラフ巨大地震が全壊 225 棟、半壊 761 棟、安芸灘等地震が全壊 64 棟、半壊 159 棟、長者ヶ原等地震が全壊 16 棟、半壊 46 棟で、いずれも主に液状化による被害である。

人的被害は、三次市直下地震が死者 89 人、負傷者 1,231 人、うち重傷者 147 人と最も被害が大きい。ほかには負傷者について、南海トラフ巨大地震が 22 人、安芸灘等地震が 7 人、長者ヶ原等地震が 3 人であり、いずれも冬・深夜のシーンであった。

ライフライン施設被害は、三次市直下地震が上水道の 1 日後断水人口 17,519 人、下水道の 1 日後機能支障人口 8,281 人などと最も被害が大きく、南海トラフ巨大地震が上水道 658 人、下水道 6,193 人、安芸灘等地震が下水道 4,955 人などであった。

交通施設被害についても同様に、三次市直下地震の道路被害箇所 153 箇所、鉄道被害箇所 103 箇所と最も多く、南海トラフ巨大地震、安芸灘等地震が続いている。

生活支障についても、避難所避難者数（当日・1 日後）については、三次市直下地震が 1,370 人と最も多く、南海トラフ巨大地震が 195 人、安芸灘等地震 49 人、長者ヶ原等地震 13 人であった。一方で、帰宅困難者数は三次市直下地震、南海トラフ巨大地震、安芸灘等地震、長者ヶ原等地震が 2,690 人で多いが、その他の地震についても 877～1,336 人発生する結果であった。物資需要については避難所避難者数に応じて多い結果であり、三次市直下地震は 4,934 食と最も多かった。

災害廃棄物は、三次市直下地震で可燃物 3 万トン、不燃物 8 万トン発生するが、その他の地震ではほとんど発生しない。

経済被害についても、三次市直下地震が 1,328 億円と最も多く、以下、南海トラフ巨大地震 478 億円、安芸灘等地震 306 億円、長者ヶ原 115 億円であった。

表 三次市における被害想定結果 (1)

想定項目			想定地震	プレート間地震	プレート内地震	地殻内の地震			
				南海トラフ 巨大地震	安芸灘～ 伊予灘～ 豊後水道	讃岐山脈南縁― 石鎚山脈北縁東 部	石鎚山脈北縁	石鎚山脈北縁西 部―伊予灘	五日市断層
				マグニチュード	9.0	7.4	8.0	8.0	8.0
地震タイプ	プレート間	プレート内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内			
今後30年以内の発生確率			－	40%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	不明	
地震動・ 液状化	市全面積に対する震度分布	震度6弱以上のエリア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
		震度5以上6未満のエリア	96.5%	74.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
	〃 液状化危険度面積率	PL>15のエリア	9.8%	27.5%	0.0%	0.0%	0.1%	2.1%	
		O<PLのエリア	5.0%	5.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	0	0	0	0	0	0	
	②地すべり		0	0	0	0	0	0	
	③山腹崩壊		0	0	0	0	0	0	
建物 被害	全壊の主な原因		液状化	液状化	-	-	-	-	
	全壊棟数(棟)		225	64	0	0	0	0	
	半壊棟数(棟)		761	159	0	0	0	0	
	焼失棟数(棟)		*1	0	0	0	0	0	
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	-	-	-	-	
	死傷者の主な原因		-	-	-	-	-	-	
	死者数(人)		*2	0	0	0	0	0	
	負傷者数(人)		*2	22	7	0	0	0	
	重傷者数(負傷者の内数)(人)		*2	0	0	0	0	0	
ライフ ライン 施設 被害	上水道(1日後の断水人口)(人)		*1	658	0	0	0	0	
	下水道(1日後の機能支障人口)(人)		*1	6,193	4,955	0	0	0	
	電力(直後の停電軒数)		*1	0	0	0	0	0	
	通信(直後の固定電話不通回線数)		*1	0	0	0	0	0	
	ガス(1日後の供給停止戸数)		*1	-	-	-	-	-	
交通施 設被害	道路(被害箇所数)			83	58	0	0	0	
	鉄道(被害箇所数)			39	28	0	0	0	
生活 支障	港湾(揺れによる被害箇所数)			-	-	-	-	-	
	避難所避難者数(当日・1日後)(人)		*1	195	49	0	0	0	
	帰宅困難者数(人)		*3	2,690	2,690	1,336	877	977	
	物資需要量・食料(当日・1日後)(食)		*1	704	176	0	0	0	
	物資需要量・水(〃)(ℓ)			1,973	0	0	0	0	
	仮設トイレの不足量(当日・1日後)(基)		*1	64	50	0	0	0	
災害廃 棄物	災害廃棄物発生量	可燃物(万t)	*1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		不燃物(万t)	*1	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数(人)		*4	0	0	0	0	0	
	道路閉塞(幅員13m未満)(%)		道路リンク10～50%以下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	災害時要援護者数(当日・1日後)(人)		*1	43	11	0	0	0	
	危険物施設の被害箇所数(箇所)			0	0	0	0	0	
	文化財の被害件数(件)		*1	0	0	0	0	0	
	孤立集落(集落)			0	0	0	0	0	
	ため池(災害発生の危険性が高いため池の箇所数)			0	0	0	0	0	
	重要施設	①災害対策本部等	使用に支障のある施設数 (棟)	*1	0	0	0	0	0
		②避難拠点施設		0	0	0	0	0	
		③医療施設		0	0	0	0	0	
経済 被害	直接被害(億円)	民間	*1	126	30	0	0	0	
		準公共	*1	9	6	0	0	0	
		公共	*1	343	270	0	0	0	
	合計(億円)			478	306	0	0	0	

※ は、被害の最大値を示す

*1: 冬 18時, 風速11m/s

*2: 冬 深夜, 風速11m/s

*3: 昼12時

*4: 朝7時～8時

資料: 「広島県地震被害想定調査報告書」(H25.10) をもとに作成

表 三次市における被害想定結果 (2)

想定項目			想定地震	地殻内の地震					どこでも起こり得る直下の地震	
				己斐ー広島西縁断層帯(6.5)	岩国断層帯	安芸灘断層群(主部)	安芸灘断層群(広島湾ー岩国沖断層帯)	長者ヶ原断層一方井断層	三次市直下地震	
				北から破壊	東から破壊	北から破壊	北から破壊	西から破壊		
				マグニチュード	6.5	7.6	7.0	7.4	7.4	6.9
				地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
今後30年以内の発生確率			不明	0.03～2%	0.1～10%	不明	不明	不明		
地震動・液状化	市全面積に対する震度分布	震度6弱以上のエリア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.2%		
		震度5以上6未満のエリア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	81.3%		
	〃 液状化危険度面積率	PL>15のエリア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	21.6%		
		0<PLのエリア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.8%	12.0%		
土砂災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	0	0	0	0	786	13		
	②地すべり		0	0	0	0	8	10		
	③山腹崩壊		0	0	0	0	734	46		
建物被害	全壊の主な原因	-	-	-	-	液状化	揺れ			
	全壊棟数(棟)	0	0	0	0	16	1,473			
	半壊棟数(棟)	0	0	0	0	46	5,316			
	焼失棟数(棟)	*1	0	0	0	0	9			
人的被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間	-	-	-	-	冬・深夜	冬・深夜			
	死傷者の主な原因	-	-	-	-	建物倒壊	建物倒壊			
	死者数(人)	*2	0	0	0	0	89			
	負傷者数(人)	*2	0	0	0	3	1,231			
	重傷者数(負傷者の内数)(人)	*2	0	0	0	0	147			
ライフライン施設被害	上水道(1日後の断水人口)(人)	*1	0	0	0	0	17,519			
	下水道(1日後の機能支障人口)(人)	*1	0	0	0	1,904	8,281			
	電力(直後の停電軒数)	*1	0	0	0	0	979			
	通信(直後の固定電話不通回線数)	*1	0	0	0	0	407			
	ガス(1日後の供給停止戸数)	*1	-	-	-	-	-			
交通施設被害	道路(被害箇所数)	0	0	0	0	16	153			
	鉄道(被害箇所数)	0	0	0	0	13	103			
	港湾(揺れによる被害箇所数)	-	-	-	-	-	-			
生活支障	避難所避難者数(当日・1日後)(人)	*1	0	0	0	13	1,370			
	帰宅困難者数(人)	*3	984	911	897	1,068	2,690			
	物資需要量・食料(当日・1日後)(食)	*1	0	0	0	48	4,934			
	物資需要量・水(〃)(ℓ)	0	0	0	0	0	52,556			
	仮設トイレの不足量(当日・1日後)(基)	*1	0	0	0	19	95			
災害廃棄物	災害廃棄物発生量	可燃物(万t)	*1	0.00	0.00	0.00	0.00	3.00		
		不燃物(万t)	*1	0.00	0.00	0.00	0.00	8.00		
その他施設等被害	エレベータ内閉じ込め者数(人)	*4	0	0	0	0	2			
	道路閉塞(幅員13m未満)(%)	道路リンク10～50%以下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3			
	災害時要援護者数(当日・1日後)(人)	*1	0	0	0	3	301			
	危険物施設の被害箇所数(箇所)	0	0	0	0	4				
	文化財の被害件数(件)	*1	0	0	0	0				
	孤立集落(集落)	0	0	0	0	0				
	ため池(災害発生の危険性が高いため池の箇所数)	0	0	0	0	3				
	重要施設	①災害対策本部等	0	0	0	0	2			
		②避難拠点施設	使用に支障のある施設数(棟)	*1	0	0	0	9		
		③医療施設		0	0	0	0	0		
	経済被害	直接被害(億円)	民間	*1	0	0	0	8	811	
準公共			*1	0	0	0	5	26		
公共			*1	0	0	0	102	491		
合計(億円)		0	0	0	0	115	1,328			

※ は、被害の最大値を示す

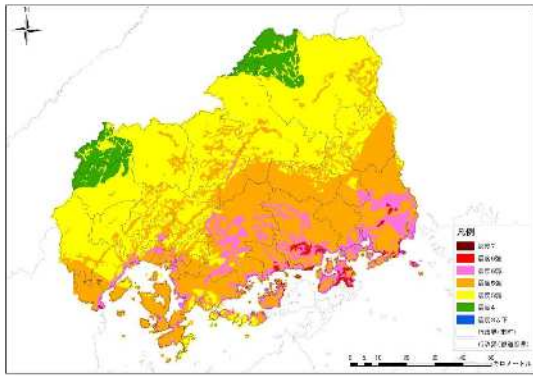
*1: 冬 18時,風速11m/s

*2: 冬 深夜,風速11m/s

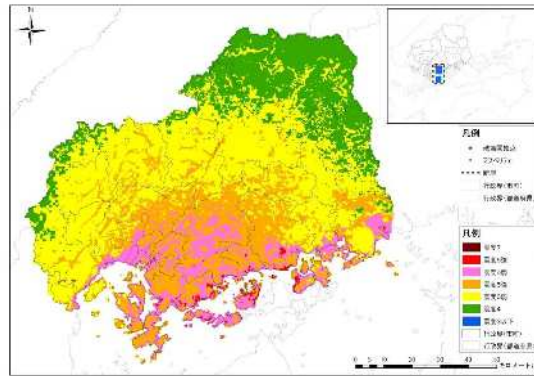
*3: 昼12時

*4: 朝7時～8時

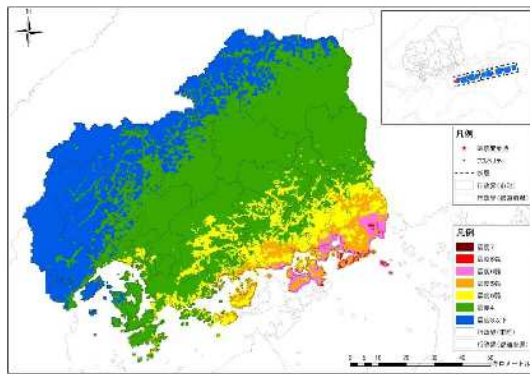
資料:「広島県地震被害想定調査報告書」(H25.10)をもとに作成



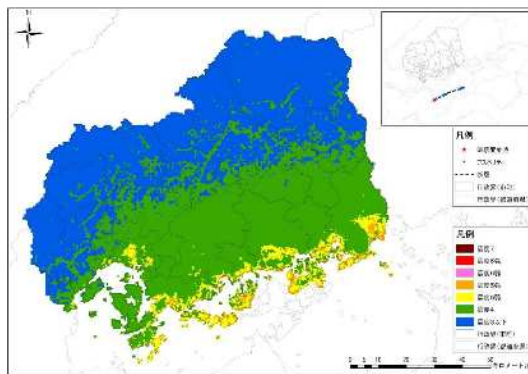
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)



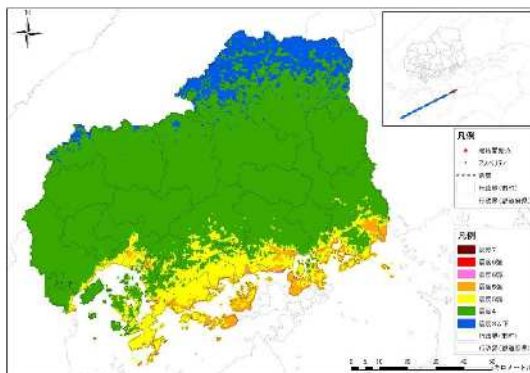
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震
(北から破壊)



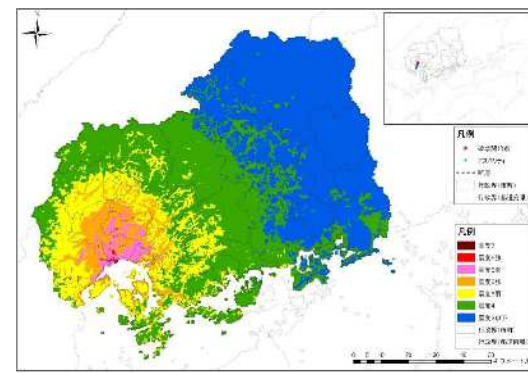
讃岐山脈南縁ー石鎚山脈北縁東部の地震(西から破壊)



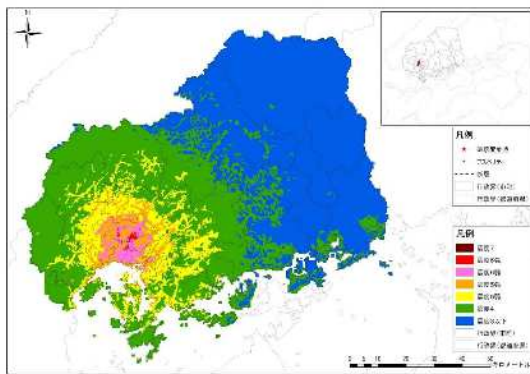
石鎚山脈北縁の地震(西から破壊)



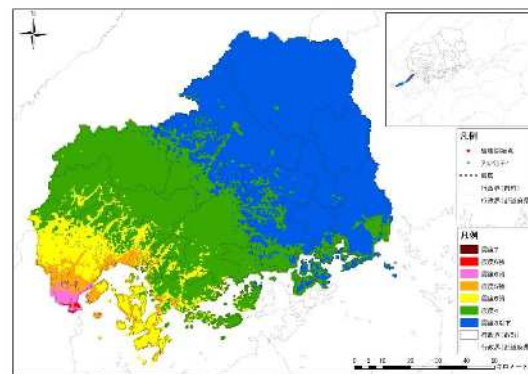
石鎚山脈北縁西部ー伊予灘の地震(東から破壊)



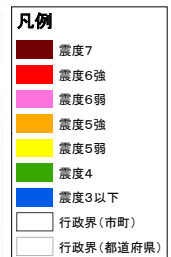
五日市断層の地震(北から破壊)



己斐ー広島西縁断層帯の地震(M6.5)(北から破壊)

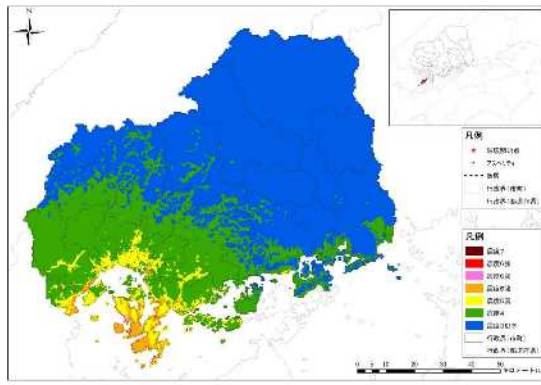


岩国断層帯の地震(東から破壊)

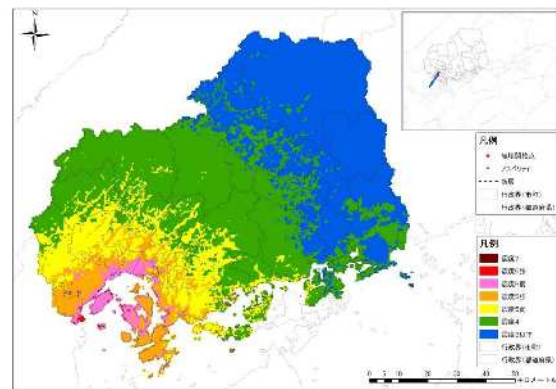


資料:「広島県地震被害想定調査報告書」(H25.10)

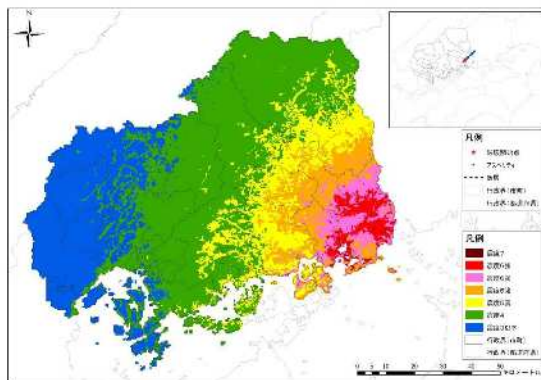
図 震度分布図 (1)



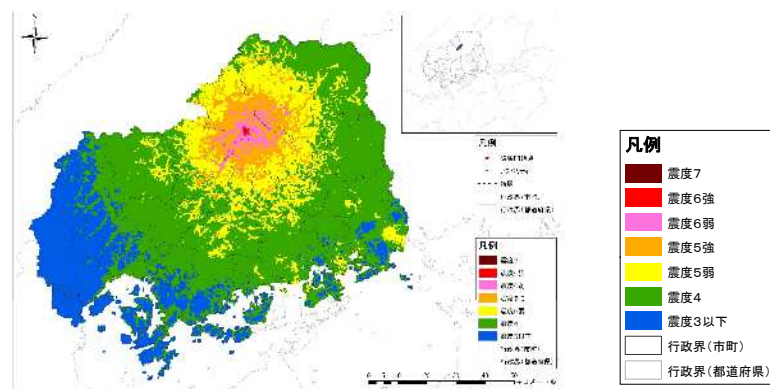
安芸灘断層群(主部)の地震(北から破壊)



安芸灘断層群(広島湾-岩国沖断層帯)の地震
(北から破壊)



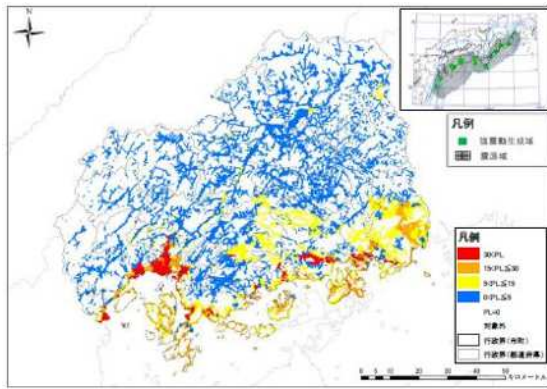
長者ヶ原断層-芳井断層の地震(西から破壊)



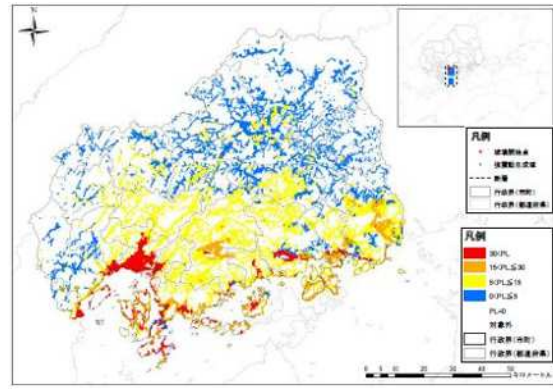
三次市直下地震

資料：「広島県地震被害想定調査報告書」(H25.10)

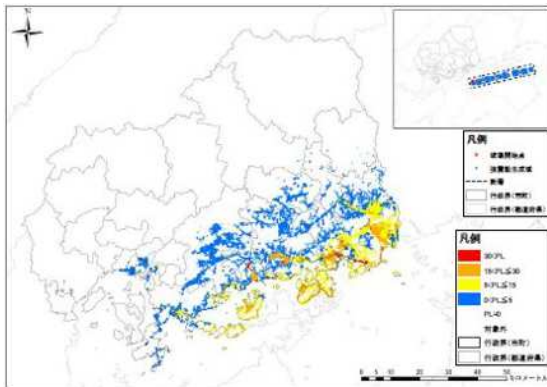
図 震度分布図 (2)



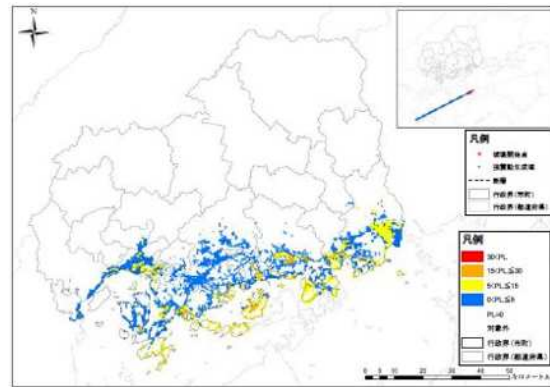
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)



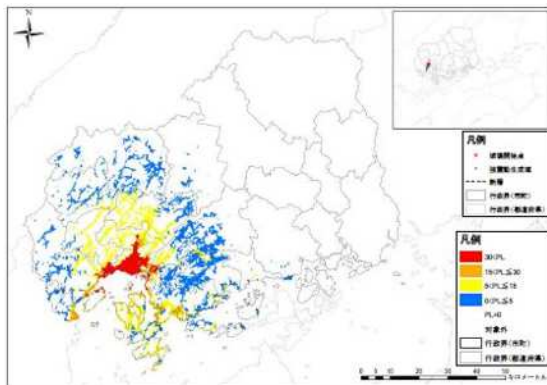
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震
(北から破壊)



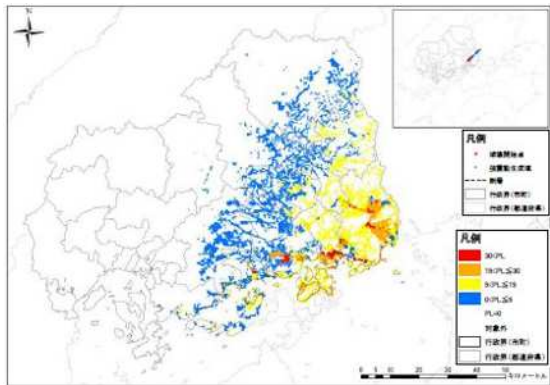
讃岐山脈南縁ー石鎚山脈北縁東部の地震(西から破



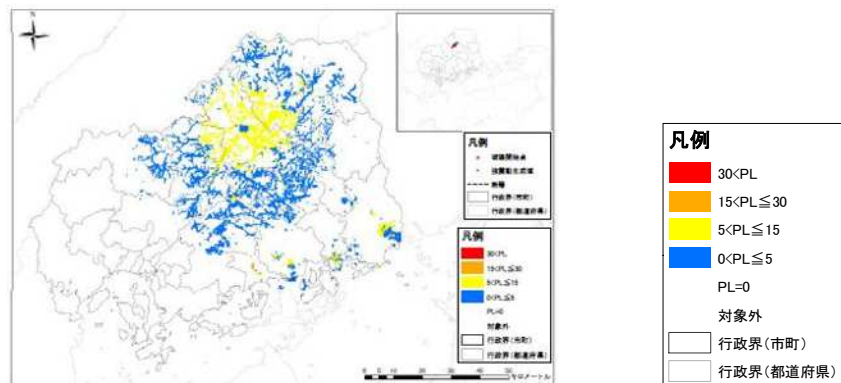
石鎚山脈北縁西部ー伊予灘の地震(東から破壊)



五日市断層の地震(北から破壊)



長者ヶ原断層ー芳井断層の地震(西から破壊)



三次市直下地震

資料：「広島県地震被害想定調査報告書」(H25.10)

図 液状化危険度分布図(液状化危険度が0.0%より大きい地震)

【参 考】

■ 中国地域の活断層の長期評価結果について

文部科学省地震調査研究推進本部は、中国地域に分布し、M6.8以上の地震を引き起こす可能性のある活断層を総合的に評価し、「中国地域の活断層の長期評価（第一版）」として平成28年7月1日に公表した。

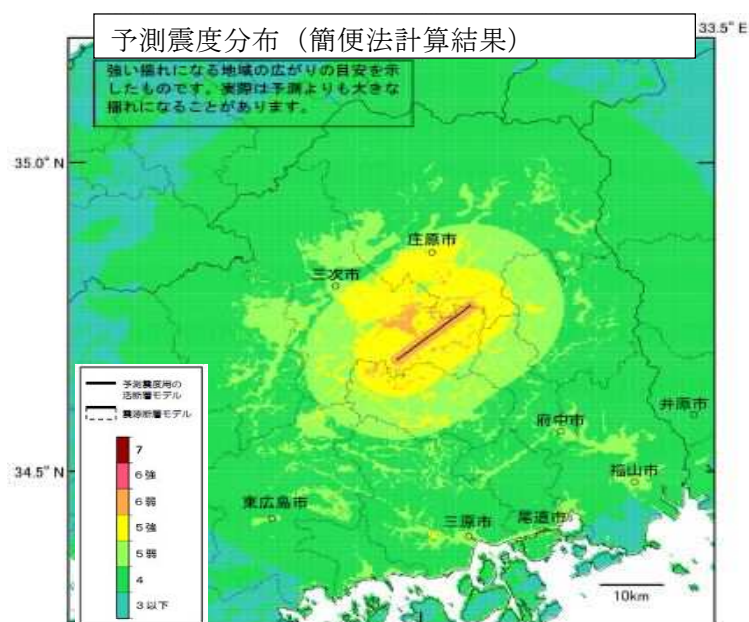
この地域評価では、広島県の活断層について、これまで評価対象とされていなかった「長者ヶ原－芳井断層」、「宇津戸断層」、「安田断層」、「筒賀断層」及び「黒瀬断層」の5つの活断層が新たに評価対象として加えられた。

なお、地震調査研究推進本部では、この地域評価の結果を踏まえ、平成29年2月21日に「長者ヶ原－芳井断層」及び「筒賀断層」を主要活断層帯に選定している。

新たに評価対象とされた活断層の長期評価結果のうち、「安田断層」の概要は次のとおりである。

「安田断層」

区 分	内 容
位 置	三次市に分布
長 さ	約5 km
地震の規模	M6.0程度
最 大 震 度	震度6弱（予測震度分布より）
平均活動間隔	不明
今後30年以内 の発生確率	不明



第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、地震災害を未然に防止するとともに、地震災害発生時における応急措置等の迅速かつ確な実行を期するため、災害予防責任者（市長，その他執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし，その内容は次のとおりとする。

- 1 防災まちづくりに関する事項
- 2 市民の防災活動の促進に関する事項
- 3 調査，研究に関する事項
- 4 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
- 5 危険物等災害予防に関する事項
- 6 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 7 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 8 広域避難の受入れに関する事項

第2節 防災まちづくりに関する計画

1 方針

防災性の高い都市構造の形成

市町は、都市の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や住民の理解と強力を得て、防災都市づくり計画を策定し、地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

2 防災上重要な公共建築物の整備及び耐震化

(1) 防災上重要な公共建築物の整備及び耐震化

ア 防災上重要な公共建築物の整備及び耐震化

市及び県は、庁舎や、警察署、病院、学校、消防署等、地震発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務のために利用する公共建築物について、耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

市及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとするとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、庁舎をはじめとする公共建築物を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努める。

イ 市及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の向上

県及び建築主事を置く市は、市庁舎、病院、学校、劇場、百貨店等の市及び民間の防災上重要な建築物について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての市及び民間建築関係団体等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(2) 道路、橋梁の整備

道路、橋梁は、人、物の輸送を担う重要な機能を有しており、震災時においては、避難救助や緊急物資の輸送ルートとなるほか、火災の延焼防止における役割も重要である。

ア 橋梁の耐震性の向上

幹線市道の橋梁の点検を行い、耐震性の向上が必要であれば、順次補修、補強、架替等を行う。

イ 幹線市道の整備

災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するため、幹線市道の整備を行う。

ウ 避難経路沿いの建築物の耐震化推進

避難路に接している建築物については、各建築物の管理者と十分に協議し、建築物の整備、巡回、点検等、地震時の倒壊・破損防止に努めるものとする。

市は、それぞれ耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

(3) 河川の整備

地震による護岸決壊等の二次災害を防止するため、河川護岸の強化並びに地震に対応できる河川護岸の整備を国、県の指導のもとに実施する。

(4) ため池の整備

地震によるため池の崩壊の二次災害を防止するため、今後一層、国、県の支援を受けながら事業の推進に努める。

3 住宅、建築物等の安全性の確保

(1) 一般建築物の耐震性の向上

耐震改修促進法の改正に伴い、三次市耐震改修促進計画を作成し、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、耐震工法・耐震補強等の重要性を周知し、国の方針に沿って更なる技術の開発・普及に努める。

(2) 居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、外壁、窓ガラス、屋外広告物等の落下防止対策について周知徹底する。

ウ ブロック塀等の倒壊防止対策

避難路、スクールゾーン等特に安全性の確保を図る必要性のある地域を中心に修繕、補強等の指導に努める。また、生け垣等への変更を推進する。

(3) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

市は、市内に所在する国・県・市指定等の文化財及びそれらを収容する博物館、資料館、美術館等の建築物について、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(4) 宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等規制法に基づく適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を図る。

県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。また、液状化ハザードマップの作成・公表を促進する。

(5) 公営住宅の耐震化の推進

既設公営住宅について、昭和 56 年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図るとともに、市街地の防災性の向上を図るため、

密集市街地に重点を置いて老朽公営住宅の建替えを推進する。

(6) 土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域が集中している都市部について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路、病院等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等を強力に推進するとともに、住民に対しては土砂災害のおそれがある箇所等についての情報提供を行う。

また、市町においては、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を住民に周知するための措置を講ずるものとする。

(7) 被災建築物の応急危険度判定制度の普及、啓発

地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるか、また余震等による二次災害に対して安全であるかの判定活動を行う被災建物応急危険度判定制度について普及、啓発を行う。

また、平常時から専門家と連携した体制を構築するなど、災害時の判定体制を整備する。

(8) 建築物の不燃化の推進

建築物の新築・増改築時には、建築基準法及び消防法に基づく防火対策の指導を行うとともに、既存の建築物等についても防火避難設備の改善指導を行う。

4 ライフラインの整備

(1) 上水道

ア 耐震性の向上

災害時の被害を最小限とするため、水道管の更新等、水道施設の耐震化を図る。

イ 給水システムの整備

水源の多系統化、配水池容量の増強や隣接の水道事業体との相互支援により給水確保に努める。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置や配水ブロック化や配水コントロールシステムを導入するなどして避難場所への緊急用貯水槽の設備を推進するとともに、被害の限定化及び復旧の迅速化を図るため、配水ブロックや配水コントロールシステムを導入するなどして、機動的な水道システムの構築に努める。

ウ 災害復旧の迅速化の備え

復旧資機材の確保や、施設管理情報のネットワーク化を進めることなどにより、応急復旧対策の迅速化を図る。

(2) 下水道

ア 耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、今後設定される新基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

イ 災害復旧の迅速化の備え

下水道台帳の電算化等による施設管理情報のネットワーク化を進めることにより応

急復旧対策の迅速化を図る。

(3) 電力

ア 耐震性の向上

中国電力ネットワーク株式会社は、変電設備について、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備、配電設備の架空電線路については、永雪、風圧、不平均張力によって設計する。

地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

イ 災害復旧の迅速化

中国電力ネットワーク株式会社は、電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

(4) ガス

ガス設備全般について、耐震性が確保できるよう整備を進める。特にガス導管については、ガス用ポリエチレン管の普及により、耐震性の強化を図る。既設の設備については、耐震性評価に基づき、必要に応じて、補強、更新を行うとともに、地震発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行い、また、地震発生後の効率的な復旧対策のためにガス管のブロック形成を行う。

(5) 通信

電気通信事業者は、以下の災害予防対策を実施する。

ア 電気通信設備等の高信頼化

- (ア) 豪雨、洪水、高潮又は津波等の恐れのある地域について、耐水構造化を行う。
- (イ) 暴風又は豪雪の恐れのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。
- (ウ) 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの高信頼化

- (ア) 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。
- (イ) 主要な中継交換機を分散設置する。
- (ウ) 都市部において、とう道網（共同溝）を構築する。
- (エ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (カ) 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。
- (キ) 移動体通信設備の高信頼化を行う。

5 防災性の高い都市構造の形成

市は、都市の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や市民の理解と強力を得て、防災まちづくり計画を策定し、地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくた

め、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

(1) 防災上重要な公共施設等の整備

ア 防災公園の整備

市は県と連携して、地域防災計画に位置づけられた避難場所となる都市公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

イ 避難路ネットワークの整備

市民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路ネットワークを計画的に整備する。

ウ 防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発事業、市街化区域内農地の計画的市街地化を推進する。

エ 防災活動拠点の整備

ヘリポートや救援物資の集配所等応急時に活用できる防災活動の拠点として、オープンスペースの利用について検討する。

オ 民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

カ 所有者不明土地の活用等

県及び市町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

(2) 都市の不燃化の促進

ア 防火地域、準防火地域の指定

都市の重要施設が集合し、土地利用度や建築密度が高い地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物等建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

イ 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

ウ 建築物の防火の促進

新築、増改築等の建築物について、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善指導を行う。

(3) 安全を重視した総合的な土地利用の促進

道路、公園、河川等による延焼遮断空間の確保、避難経路、緊急輸送道路等の確保等防災まちづくりの基本方針を都市計画の基本として位置づける。

(4) 市街地再開発事業の推進

都市における災害の防止を図るとともに、土地の高度利用や都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を推進し、市街地の創造と防災機能の充実を図る。

第3節 市民等の防災活動の促進に関する計画

1 方針

市民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、防災ボランティアについては、市、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う活動を展開し、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

県及び市町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災教育

(1) 方針

市は、地震災害について、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、市民等に徹底することにより、地震災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

(2) 実施責任者

災害予防責任者（市長等防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）

(3) 実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

基本編第2章第4節2(3)ア「防災思想の普及、徹底」に定めるところによる。

イ 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、地震災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定結果や防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や早期避難、耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、コミュニティセンター等の施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

（ア） 啓発内容

基本編第2章第4節2(3)イ「市民等に対する防災知識の普及・啓発」に定めるところによるほか、地震災害に関する以下の事項について啓発する。

- a 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- b 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
- c 地震に対する一般知識

<地震のときの心得>

- (a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
 - (b) 火の始末は揺れがおさまってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。
 - (c) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネットにより、気象台等が発表する地震に関する情報を入手すること。
 - (d) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
 - (e) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じた山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
 - (f) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
 - (g) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
 - (h) 地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
 - (i) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。
- d 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
 - e 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
 - f 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策
 - g 災害情報の正確な入手方法
 - h 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
 - i 出火の防止及び初期消火の心得
 - j 自動車運転時の心得
 - k 救助・救援に関する事項
 - l 安否情報の確認に関する事項
 - m 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
 - n 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
 - o 高齢者、障害者などへの配慮
 - p 避難行動要支援者に対する避難支援
 - q 各防災関係機関が行う地震災害対策
 - r その他必要な事項
- (イ) 啓発方法
- 基本編第2章第4節2(3)イ(イ)「啓発方法」に定めるところによる。

(4) 実施要領

基本編第2章第4節2(4)「実施要領」に定めるところによるほか、地震災害に関する以下の事項について啓発する。

ア 市職員に対する教育

市及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、職員に対して地震教育の周知徹底を図る。

イ 児童生徒等に対する教育

市は、児童生徒に対して、学校教育等を通じて地震に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

ウ 自動車運転者に対する啓発

警察及び市は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、地震発生時において自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

エ その他防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、鉄道、道路等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等への普及啓発活動を行う。

オ その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても、地震災害に対する普及啓発活動を実施する。

3 防災訓練

(1) 方針

地震災害について、定期的に防災訓練を実施し、地震災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとする。

(2) 実施責任者

災害予防責任者

(3) 実施事項及び実施方法

基本編第2章第4節3(3)「実施事項及び実施方法」に定めるところによるほか、地震災害に関する以下の事項について実施する。

ア 地震防災訓練

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

市は、防災関係機関、自主防災組織、企業及び市民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な防災訓練を行う。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の搜索活動、食料供給・給水活動、緊急道路の確保、緊急物資の輸送、水道施設、下水道施設の応急復旧、緊急地震速報の利活用、他の市町との広域応援等とする。

想定する訓練地震は、広島県地震被害想定 of 想定地震とする。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

イ 職員の動員訓練

市は、地震災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

ウ 通信運用訓練

市及び防災関係機関は、地震災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に伝えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

エ 防災訓練に対する協力等

市は、防災関係機関が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

各防災関係機関は、市が実施する防災訓練に積極的に協力する。

4 消防団への入団促進

基本編第2章第4節「4 消防団への入団促進」に定めるところによる。

5 地区防災計画の策定等

基本編第2章第4節「5 地区防災計画の策定等」に定めるところによる。

6 自主防災組織の育成，指導

基本編第2章第4節「6 自主防災組織の育成，指導」に定めるところによる。

7 ボランティア活動の環境整備

基本編第2章第4節「7 ボランティア活動の環境整備」に定めるところによる。

8 企業防災の促進

基本編第2章第4節「8 企業防災の促進」に定めるところによる。

第4節 調査、研究に関する計画

1 方針

市及び防災関係機関は、地震災害について常時必要な調査研究を行い、災害の未然防止に努めるほか、地震災害時における応急対策並びに復旧対策等に万全を期する。

2 実施事項

- (1) 地震災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究
- (2) 調査研究の結果の公表

3 実施方法

調査研究の内容及び方法については、それぞれの災害予防責任者において決定する。

4 災害危険度判定調査

市は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した市域の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎資料とするとともに、これを市民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

1 方針

市、防災関係機関及び市民は一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめることが必要である。そのため、市は防災対策の中核機能として、迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、次のとおりその概要を定める。

2 災害発生直前の応急対策への備え（活動体制の整備）

(1) 配備動員体制

市の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制（災害対策本部を設置した体制）とし、その移行時期、職員の参集基準、災害対策本部の設置場所等について、本計画第3章で定める。

また、本計画第3章において、災害対策本部の組織（部、班）と事務分掌を定め、班ごとに、事務処理の要領を定めた行動マニュアルを作成して、職員に周知するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

各実施部の部長は、災害対策本部が設置された場合における所掌事務等をあらかじめ所属職員に対して周知徹底させておくものとするとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

勤務時間外における地震発生時に迅速な対応を行うため、動員配備の特例として職員の勤務時間外における地震発生時の参集基準を別に定め、初動体制を確立しておくものとする。

(2) 業務継続性の確保

市は、地震災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

(3) 緊急地震速報の伝達

迅速な緊急地震速報の伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）受信機が速報を受信したのち、音声告知放送、ケーブルテレビ、緊急速報メールが自動起動する体制を整備している。

(4) 市民等の避難誘導関係

基本編第2章第7節「円滑な避難体制の確保に関する計画」に定めるところによる。

3 災害発生直後の応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達

基本編第2章第6節3(1)「災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達関係」で定めるところによる。

(2) 通信機能の整備

基本編第2章第6節3「(2) 通信機能の整備関係」で定めるところによるほか、地震災害に対して以下の事項について備える。

- ・緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。
- ・市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を市民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

基本編第2章第6節4「災害派遣、広域的な応援体制への備え」で定めるところによる。

5 救助・救急、医療、消火活動への備え

基本編第2章第6節5「救助・救急、医療、消火活動への備え」で定めるところによる。

6 緊急輸送活動への備え

基本編第2章第6節6「緊急輸送活動への備え」で定めるところによる。

7 避難収容・情報提供活動への備え

基本編第2章第6節7「避難収容・情報提供活動への備え」で定めるところによる。

8 救援物資の調達・供給活動への備え

基本編第2章第6節8「救援物資の調達・供給活動への備え」で定めるところによる。

9 燃料確保の備え

基本編第2章第6節9「燃料確保の備え」で定めるところによる。

10 文教関係

基本編第2章第6節10「文教関係」で定めるところによる。

11 防災拠点施設に関する整備

基本編第2章第6節11「防災拠点施設に関する整備」で定めるところによる。

第6節 危険物等災害予防計画

1 方針

地震による被害を最小限にとどめるためには、危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施内容

(1) 危険物施設の災害予防対策

ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

イ 大規模タンクの耐震化

容量500kl以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定めた「新基準」に適合しているか否かの調査を行い、基準に適合していないタンクについては、必要な改修、補修を実施するなど、耐震性の向上に努める。

ウ 保安確保の指導

消防署は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

エ 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

オ 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(2) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

ア 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、県地域防災計画で定める次の対策を推進する。

これらの対策については、市町及び関係団体との連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

- ・防災マニュアルの整備
- ・高圧ガス設備等の耐震化の促進
- ・事業者間の相互応援体制の検討、整備
- ・地震対策用安全器具の普及
- ・LPガス集中監視システムの普及

イ 火薬類取扱施設の予防対策

備北地区消防組合は、火薬類取扱施設の安全化を促進するため、県地域防災計画で定める次の対策を推進する。

- ・火薬類取扱施設への対策
- ・点検及び通報

(3) 毒物劇物取扱施設の予防対策

ア 毒物劇物多量取扱施設に対する指導の強化

県は、県地域防災計画で定める次の対策を推進する。

- ・登録施設に対する指導
- ・登録外施設に対する指導
- ・毒物劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

イ 毒物劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(ア) 毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

- a 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項
- b 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項
 - (a) 毒物若しくは劇物の製造、貯蔵又は取り扱いの作業を行う者
 - (b) 設備等の点検・保守を行う者
 - (c) 事故時における関係機関への通報を行う者
 - (d) 事故時における応急措置を行う者

c 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

d 前記 c に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

e 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

f 前記 b に掲げる者に対する教育訓練に関する事項

(イ) 防災訓練の実施

前記 e に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

ウ 毒物劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第7節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

1 方針

市は、災害発生時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくものとする。

なお、備蓄倉庫の整備、災害対策資機材等の整備を、県が定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて推進する。

2 災害対策資機材等の対象

基本編第2章第8節2「災害対策資機材等の対象」で定めるところによる。

3 実施方法

基本編第2章第8節3「実施方法」で定めるところによる。

4 備蓄及び調達体制の確立

基本編第2章第8節4「備蓄及び調達体制の確立」で定めるところによる。

第8節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

基本編第2章第9節「要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画」で定めるところによる。

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、三次市内に地震が発生し、又は地震による災害が発生するおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（市長、教育長、市の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 4 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 6 避難生活及び情報提供活動に関する事項
- 7 救援物資の調達、供給活動に関する事項
- 8 保健衛生・防疫、遺体の対策に関する活動に関する事項
- 9 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 10 ボランティアの受入等に関する事項
- 11 文教計画に関する事項
- 12 災害救助法適用に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 組織・動員計画

1 方針

三次市内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備動員等に関して必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期する。

2 災害応急組織の基本原則

- (1) 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者において、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- (2) 災害応急対策の実施に関する総合調整は、市災害対策本部において行う。
- (3) 市における応急対策の分掌は、三次市行政組織条例（平成16年条例第7号）、三次市行政組織規則（平成16年規則第3号）及び三次市教育委員会組織規則（平成16年教委規則第5号）の定めるところにより行い、その総合調整は、三次市危機管理監危機管理課において行う。

3 市の配備・動員体制

(1) 配備体制

基本編第3章第2節第1項3(1)「配備体制」で定めるとおり、市は注意体制、警戒体制、非常体制の3つの体制によって対処する。ただし、勤務時間外に市内で震度5強以上の地震が発生したとき、発生当初は「緊急非常体制」により対処する。

表 三次市の配備体制（地震災害時）

配備体制	体制の主な活動内容
注意体制	○防災のための警戒を図るため情報を収集し、状況により速やかに高度の配備体制に移行できる体制 ・主として情報収集及び連絡活動
警戒体制	○事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行する準備を行う体制 ・主として情報収集及び連絡活動に加えて、災害予防及び災害応急対策
緊急非常体制	○本部の設置及び本部の通信連絡等の初期活動の準備をする体制 ・勤務時間外に市内で震度5強以上の地震が発生したとき
非常体制	○災害に対処するための災害対策本部を設置した体制 ・全庁的に、情報収集、連絡活動災害予防及び災害応急対策を実施

(2) 配備体制の発令基準

地震災害時の市の配備基準は次のとおりとする。

震度は原則として、気象庁が発表した値及び、広島県震度情報ネットワークシステムにより観測された値とする。

表 三次市防災体制の配備基準（地震災害時）

配備体制	地震災害
注意体制	・ 震度 4 の地震が発生したとき
警戒体制	・ 震度 4 の地震が発生し、かつ災害が発生したとき ・ 震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生したとき 【災害警戒本部の設置】 ・ 大規模な地震が発生した場合または地震による被害が発生した場合に、総務部担当副市長が総合的に判断し、必要と認めるときに設置
緊急非常体制	・ 勤務時間外に、市内で震度 5 強以上の地震が発生したとき
非常体制	【災害対策本部の設置】 ○自動設置 ・ 市内で震度 6 弱以上を観測したとき ○総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めたとき ・ 市内で震度 5 強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき ・ 市内で震度 5 弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき

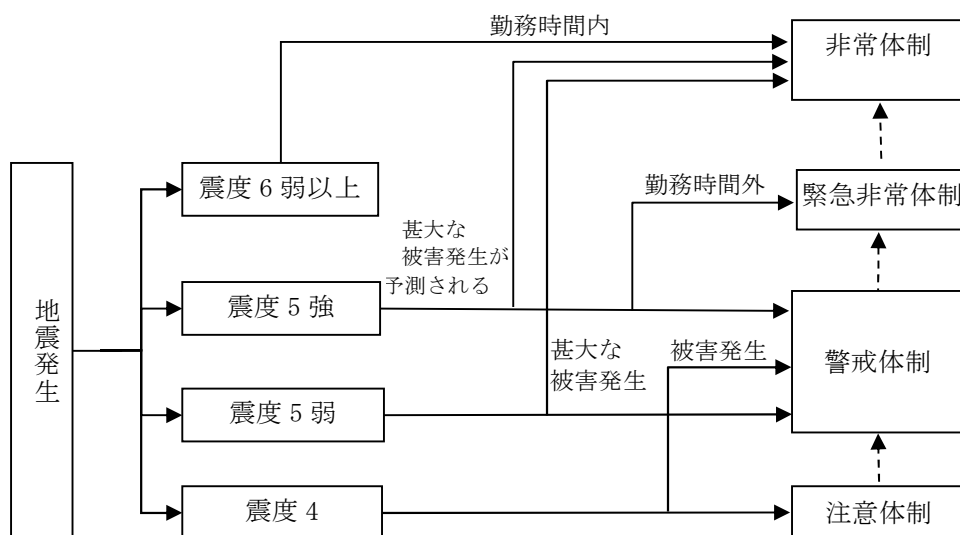


図 配備体制の流れ

(3) 動員の伝達・参集方法

ア 市の動員体制

各配備体制における市の動員体制は下表のとおりとする。

表 三次市の動員体制（地震災害時）

配備体制	動員体制の概要
注意体制	○勤務時間内 ・危機管理課員 ○勤務時間外 ・総括部長以下部長級 ・総括部各班長および危機管理課職員 ・支所長（各支所係長）
警戒体制	○災害警戒本部 ・本部（本部長：副市長，副本部長：危機管理監，総務部長） ・総括部総括班（危機管理課職員） ・情報収集の体制（情報連絡班および総務課職員以下 17 人＋支所各 2 人）
緊急非常体制	○初動体制要員 ・本庁舎，各支所から通勤距離 4km 以内の職員を予め任命
非常体制	○災害対策本部分掌事務による全部員 ・本部長（市長），副本部長（副市長） ・7 部構成

(ア) 平常執務時の伝達

前記の配備基準により、総務部長から各職員及び消防部長に口頭・電話等により伝達し、配備区分により諸般の配備を行うものとする。

伝達系統は次図による。

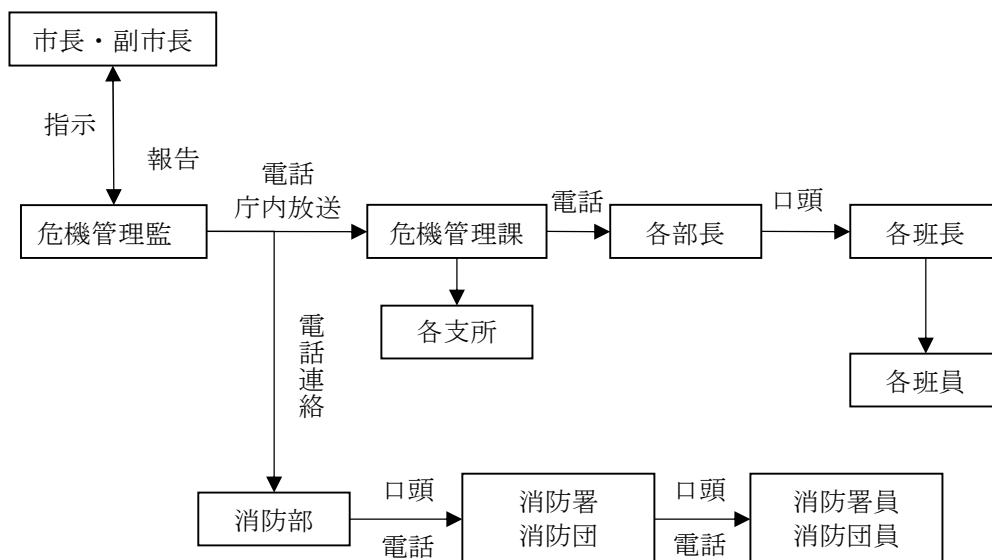


図 平常執務時の伝達

(イ) 休日又は退庁後の伝達（自動参集）

休日又は退庁後に配備基準に該当する地震が発生した場合、体制ごとに予め指名された職員は、安全を確認したうえで、連絡を待つことなく直ちに予め指定された場所に参加し、配備につくものとする。

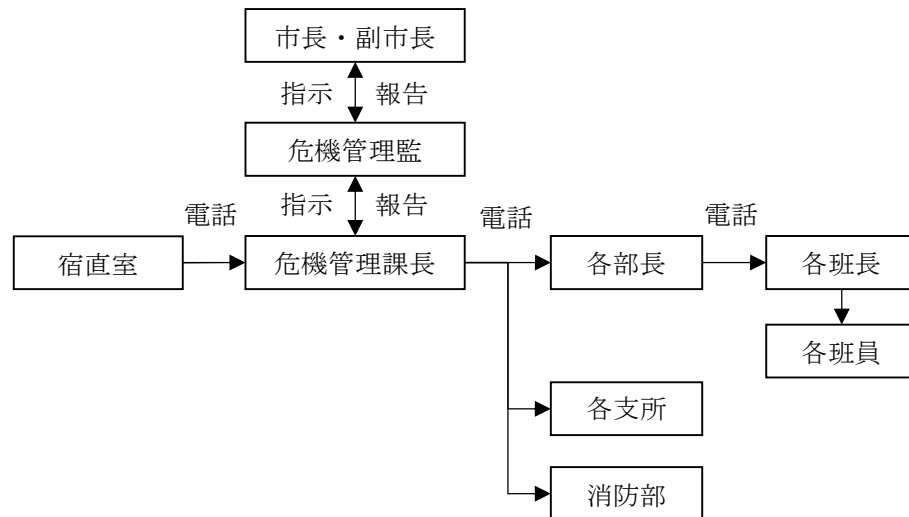


図 休日又は退庁後の伝達

イ 参集時に交通機関の途絶などにより参集場所に参加できない場合は次の対応を行う。

(ア) 居住地に近接した参集可能な市の機関に参加し、当該機関の職務に従事する。

(イ) 市の機関に参加できない職員の場合には、地域の自主防災活動に従事するとともに、その地域の被災状況等を可能な範囲で災害対策本部に連絡するものとする。

4 災害警戒本部

(1) 設置の基準

前記の配備基準に応じて、副市長が総合的に判断して設置する。

(2) 組織

災害警戒本部の組織は、基本編第3章第2節第1項4(2)「災害警戒本部の組織」で定めるとおりとする。

(3) 設置場所

災害警戒本部の設置場所は、基本編第3章第2節第1項4(3)「災害警戒本部の設置場所」で定めるとおりとする。

5 災害対策本部

(1) 設置の基準

ア 災害対策本部の設置の基準

災対法第23条の2規定にもとづく地震災害時の災害対策本部の設置に係る基準は、次のとおりとする（再掲）。

災害の種類	判断方法	災害対策本部設置の判断基準
地震災害	自動設置	・市内で震度6弱以上を観測したとき
	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めるとき	・市内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき ・市内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき

イ 緊急非常体制

(ア) 配備基準

勤務時間外に市内で震度5強以上の地震が発生したときは、初期活動体制を確保するため、職員は周囲の安全を確認した上で、速やかに参集し、配備につくものとする。

(イ) 参集場所及び担当業務

参集する場所及び担当業務は、原則として次のとおりとする。参集時の留意事項は、本節本項3(3)ア) (イ)のと通りの対応とする。

職員の区分	参集場所	担当業務
初動体制要員 ・本庁舎、各支所から通勤距離4km以内の職員を予め任命	○本庁舎職員 ①庁舎本館3階会議室 ②庁舎東館前駐車場 ○各支所職員 ・各支所	本部の設置、本部の通信連絡等初期活動体制の確立

(ウ) 体制の指揮

緊急非常体制の指揮は市長が執るが、市長が事故や不在など指揮を執ることが困難な場合は、次の順位とする。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	副市長	教育長

※第1順位、第2順位については、「三次市副市長の事務分担に関する規則」による。

(エ) 体制の移行

緊急非常体制については、事態の推移に伴い、必要に応じて速やかに非常体制に切り替えるものとする。

(2) 災害対策本部の組織

基本編第3章第2節第1項5(2)「災害対策本部の組織」で定めるとおりとするが、排水ポンプ場班、水替作業連絡班は設置せず、当該班の各班員は所属部課の他の班に配属するものとする。

(3) 災害対策本部の設置場所

基本編第3章第2節第1項5(3)「災害対策本部の設置場所」で定めるとおりとする。

(4) 災害対策本部の任務

基本編第3章第2節第1項5(4)「災害対策本部の任務」で定めるとおりとする。

(5) 災害対策本部の設置及び廃止の手続き

基本編第3章第2節第1項5(5)「災害対策本部の設置及び廃止の手続き」で定めるとおりとする。

(6) 災害対策本部員会議

基本編第3章第2節第1項5(6)「災害対策本部員会議」で定めるとおりとする。

第2項 地震に関する情報等の伝達に関する計画

1 方針

市内に地震が発生する場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 地震情報の収集・伝達

(1) 地震動等の観測施設

ア 気象庁が行う地震動の観測施設

計測震度計が、県内8箇所に設置されているうち、三次市十日市中にも1箇所設置されている。

イ 県が行う地震動の観測

県は、県内各市町に計測震度計を設置し、震度情報を県庁に送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。

このシステムにより、震度情報を市町及び県で把握し、職員の参集や災害応急対策を行うとともに、総務省消防庁及び広島地方気象台へ送信し、広域応援体制の確立を図るほか、気象庁が発表する地震情報にも活用されている。

ウ 防災科学技術研究所が行う地震動の観測

防災科学技術研究所は、全国に全国強震動観測網（K-NET）を整備し、強震記録や震度データの収集を行っている。この観測点のうち県内に設置された20地点について、気象庁が発表する地震情報に活用されている。そのうち、市内には三次市三次町、三次市甲奴町図書館の2箇所に設置されている。

(2) 地震に関する情報の種類と内容

ア 伝達基準

- ・県内で震度1以上の地震を観測したとき。
 - ・その他地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。
- なお、公衆の利便を更に増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表される。

イ 地震に関する情報の種類及び内容

地震に関する情報の種類及び発表内容は以下のとおりである。

区分	情報の種類	発表内容
地震情報 (注1)	震度速報	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国を190に区分）と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
震地	各地の震度に	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やそ

区分	情報の種類	発表内容
	関する情報	の規模（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
	長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級1以上を観測した場合に、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に発表）

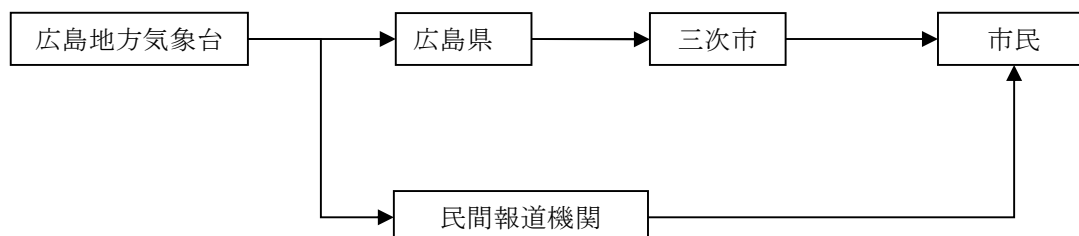
（注1）国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所（震源）、及びその規模（マグニチュード）を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

震度階級によるゆれの状況については、資料編「資料7-1-1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況」、「資料7-1-2 木造建物（住宅）の状況」、「資料7-1-3 鉄筋コンクリート造建物の状況」、「資料7-1-4 地盤・斜面等の状況」、「資料7-1-5 ライフライン・インフラ等への影響」、「資料7-1-6 大規模構造物への影響」に示す。

また、気象庁が発表する緊急地震速報については、資料編「資料7-1-7 気象庁が発表する緊急地震速報」に示す。

（3）地震情報の伝達経路

広島地方気象台は、地震に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。連絡を受けた市危機管理課（警戒本部を設置した場合は情報連絡班、災害対策本部を設置した場合は事務局総括班）は、必要に応じ可能な限りの方法で市民及び関係機関に周知する。



（4）緊急地震速報が発表された場合の措置

受信した緊急地震速報（警報）は、ケーブルテレビ、防災一斉メールが自動起動し、市民へ伝達される。

第3項 市民等の避難誘導に関する計画

基本編第3章第2節第4項「市民等の避難誘導に関する計画」で定めるところに加えて、地震災害時には以下の状況がみられたときに市長は、避難指示を行う

- ・市長は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、被害が発生するなど避難の必要を認める場合は、速やかに避難指示を行う。
- ・地震の発生により、降雨等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難指示を発する基準を設けておく。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 方針

災害が発生した場合において、防災関係機関が被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施を迅速かつ的確に実施するため、情報の収集及び伝達に万全を期する。

2 情報の収集伝達手段

災害情報等の収集及び伝達手段は、基本編第3章第3節2「情報の収集伝達手段」で定めるところによるほか、次の手段で収集・伝達を行う。

- ・広島県震度情報ネットワークシステムの活用

3 災害情報の収集・伝達経路

基本編第3章第3節3「災害情報の収集伝達」で定めるところによる。

4 災害発生及び被害状況報告・通報

基本編第3章第3節4「災害発生及び被害状況報告・通報」で定めるところによる。

第2項 通信運用計画

基本編第3章第3節第2項「通信運用計画」で定めるところによる。

ただし、3 通信施設の応急対策 (2) 公衆通信 エ)災害伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の運用 の条件として、「震度6弱以上の地震発生時」を追加する。

第4節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣計画

基本編第3章第4節第1項「自衛隊災害派遣要請計画」で定めるところによる。

第2項 相互応援協力計画

基本編第3章第4節第2項「相互応援協力計画」で定めるところによる。

第3項 防災拠点施設の運営

基本編第3章第4節第3項「防災拠点施設の運営」で定めるところによる。

第5節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

1 方針

災害時において、家屋等の崩壊、がけ崩れ等により多数の要救出者が発生した場合には、市及びその他の防災関係機関等は、相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。
なお、被災現地においては、原則として、市長が、救出活動の指揮をとるものとする。

2 陸上災害救難

基本編第3章第5節第1項2「陸上災害救難」で定めるところによる。

市の災害救助組織については、本計画第3章第2節第1項「組織、動員計画」に基づくものとするが、地震災害においては特に以下に留意する。

(1) 動員体制

震度5強以上の地震が発生した場合には、原則として消防団員のうち団長・副団長は危機管理課へ、その他の団員は所属分団詰め所へ自動的に参集するものとする。

(2) 部隊の運用

ア 大地震が発生した場合は、ただちに非常時体制を編成し、災害事象を総合的に把握するための災害情報の収集並びに緊急に対処すべき事案の分析を行い消防に関する災害応急対策を実施する。

イ 災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の消防部として、三次市地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

第2項 医療・救護計画

基本編第3章第5節第2項「医療救護・助産計画」で定めるところによる。

第3項 消防計画

1 方針

地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施し、火災等から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るものとする。

2 実施責任者

消防については、市及び備北地区消防組合がその責務を有するが、非常事態の場合において緊急の必要があるときは、県が災害防御の措置に関して必要な指示を行う。

3 実施方法

基本編第3章第5節第3項3「実施方法」で定めるところによるが、地震災害に対しては以下の対策を実施する。

(1) 消防活動体制の整備

地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じて市民や事業所等に周知しておくものとする。

市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努めるものとする。

地震により火災が発生したときは、市民、自主防災組織及び事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行うとともに、火災の拡大防止に努めるものとする。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努めるものとする。

ア 動員体制

震度5強以上の地震が発生した場合には、原則として消防職員は消防署へ、団長及び副団長は市危機管理課へ、その他の団員は所属分団詰所へ自主的に参集するものとする。

イ 体制の整備

- (ア) 地震発生直後の消防職(団)員の初動体制及び初期消火活動の実施計画を定める。
- (イ) 地震発生直後に、市民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。
- (ウ) 地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。
- (エ) 地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

ウ 部隊の運用

- (ア) 地震が発生した場合には、ただちに非常時体制を編成し、災害事象を総合的に把握するための災害情報の収集並びに緊急に対処すべき事業の分析を行い、消防に関する災害応急対策を実施する。

- (イ) 災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の消防部として三次市地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。
- (ウ) 同時多発火災の場合は、一斉に多地域の火災防御にあたる必要があるため、個々の火災規模に対応した必要最小限度の部隊の投入で対処するものとする。
- (エ) 火災が広域的に延焼拡大した場合は、避難場所及び避難経路の保全に総力をあげて防御活動を行い、市民の安全を確保する。
- (オ) 備北地区消防組合と連携し、総合的な部隊運用を図るものとする。
- (カ) 消防団の運用
 - a 消防団の指揮連絡体制を確立するため、団指揮本部を設置する。
 - b 各方面隊は、原則として管轄区域の災害活動を優先して行うものとするが、団指揮本部からの指示及び隣接区域等の火災発生状況等により管轄区域外の応援活動を実施する。
 - c 各方面隊は、各管轄区域内の市民の協力を得て、火気始末及び出火防止等の広報を行うとともに、火災を発見した場所は消火活動にあたる。

エ 情報収集及び連絡

- (ア) 震災時の情報収集及び連絡は、有線電話のふくそう及び途絶並びに無線設備の障害により、極度に制限されていることが予想されるため、主に次の手段によりの確な情報の収集に努めるものとする。
 - a 市民からの通報
 - b 情報収集のための職員の派遣
 - c 災害活動に従事する職員及び団員からの連絡
 - d 関係機関からの連絡
- (イ) 情報収集の内容は、地震発生に伴い生じた項目は下表のとおりとする。
- (ウ) 収集した情報は、無線等により本部に報告するものとする。
- (エ) 収集した次の情報を本部及び関係機関に連絡する。
 - a 人的被害の発生状況、救急活動の状況
 - b 出火の状況、延焼拡大の状況等
 - c 応援要請の必要性の有無
 - d 緊急車両等の通行可能道路
 - e 消防施設の被害状況

表 情報収集項目及び優先順位

項目	優先順位	内 容
火災	A	火災の発生及び拡大状況
	B	火災の鎮火状況
消防部隊等	A	庁舎の被害状況
	A	消防部隊の編成状況
	B	非常招集の状況
道路交通	A	落橋等による消防車両通行不能状況
	B	道路損壊等の消防車両支障状況
救助・救急	A	大規模救助救急事案に関する状況
	A	救急病院等の収容状況
	B	救護所の設置状況

項目	優先順位	内 容
	C	救助救急事案に関する状況
火災・救助・ 救急以外の災害	A	危険物・毒性ガス等の大量流出に関する状況
	B	重要対象物の被害状況
	C	電気・ガス・水道の被害状況
その他	A	避難勧告又は避難指示に関する状況
	A	避難勧告等発令時における避難者の動向
	B	消防水利の使用の可否状況
	B	防災関係機関の活動状況

(注) 1 地震発生直後から被害状況等の各種情報を収集する。

2 優先順位欄の A は緊急に、B は積極的に、C は余裕のある場合に収集することを示す。

オ 消防力分断の対応

(ア) 道路、橋梁等の崩壊等により道路が寸断され、又は有線電話及び無線設備等の途絶により連絡手段がなく消防力が分断された場合は、市民、消防団の協力を得て、現有消防力で担当地域の消火活動にあたるものとする。

(イ) 現有消防力で延焼阻止等の消防活動が困難な場合は、避難経路の確保を主体とした防御活動、あるいは市民の避難誘導を優先した行動を行うものとする。

(ウ) 水利の使用については、消火栓の使用が制限されることが予想されるため、防火水槽、河川等の自然水利の使用を主眼として火災防御活動にあたるものとする。

(2) 火災発生状況等の報告

三次消防署長（以下、消防署長。）は、消防活動に関する次の事項を取りまとめ本部長に報告する。

ア 人的被害の発生状況、救急活動の状況

イ 出火の状況、延焼拡大の状況

ウ 他市町村、県、自衛隊への応援要請に関する事項

エ 緊急車両等の通行可能道路に関する事項

オ 緊急に警戒を要する道路に関する事項

(3) 消防活動

ア 消防署長は、三次市消防団長と協力し、消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

(ウ) 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

(エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

イ 消防活動の留意事項

消防署長は、関係防災機関と相互に連絡をとりつつ、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

(ア) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

(イ) 多数の延焼火災が発生している地区は、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等市民の安全確保を最優先とする活動を行う。

- (ウ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- (エ) 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- (オ) 要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- (カ) 自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

4 事業所等の活動

基本編第3章第5節第3項4「事業所等の活動」で定めるところによる。

5 相互応援協力体制の整備

基本編第3章第5節第3項5「相互応援協力体制の整備」で定めるところによる。

6 広域災害発生時における市の措置

基本編第3章第5節第3項6「広域災害発生時における市の措置」で定めるところによる。

7 惨事ストレス対策

基本編第3章第5節第3項7「惨事ストレス対策」で定めるところによる。

第4項 水防計画

1 方針

地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等の破損による洪水が発生するおそれがあるため、これらの施設の管理者は震災時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

2 実施責任者

水防については、水防管理団体である市がその責務を有する。

3 実施方法等

水防活動における水防組織並びに水防活動の具体的内容等については、「三次市水防計画」（別編1）の定めるところによるが、地震災害に対しては以下の応急対策活動を実施する。

また、災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の所轄に属することとし、水防の有機的一体性の確保に努める。

(1) 市長は、地震の発生に起因して、ため池等の破損等による洪水が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要とする区域の市民等に対し水防法（昭和24年法律第193号）第29条による避難のための立退きの指示を行う。

なお、この処置を行う場合は、その旨を警察署長並びに県に通知する。

(2) 現地対策部の部長は、地震発生後直ちに河川、ため池等を巡回し、水防上危険な場所を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに必要な処置を行い、被害の拡大防止を行う。

(3) 河川、ため池、水門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

(4) 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を要請するとともに、警察官の出動を求める。

第5項 危険物等災害応急対策計画

基本編第3章第5節第5項「危険物等災害応急対策計画」で定めるところによる。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

基本編第3章第6節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」で定めるところによる。

第7節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難計画

基本編第3章第7節第1項「避難計画」で定めるところによる。

第2項 災害広報・被災者相談計画

基本編第3章第7節第2項「災害広報・被災者相談計画」で定めるところによる。

第3項 住宅応急対策計画

基本編第3章第7節第3項「住宅応急対策計画」1～9で定めるところによるほか、以下の事項について定める。

10 被災建築物の応急危険度判定

余震等による建築物の倒壊による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士により、応急的に被災建築物の危険度判定を実施し、応急的対応（措置）を建築物の所有者又は使用者に勧告する。

第8節 救援物資の調達、供給活動

第1項 食料供給計画

基本編第3章第8節第1項「食料供給計画」で定めるところによる。

第2項 給水計画

基本編第3章第8節第2項「給水計画」で定めるところによる。

第3項 生活必需品等供給計画

基本編第3章第8節第3項「生活必需品等供給計画」で定めるところによる。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

基本編第3章第8節第4項「救援物資の調達及び配送計画」で定めるところによる。

第9節 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動

第1項 防疫・保健衛生計画

基本編第3章第9節第1項「防疫・保健衛生計画」で定めるところによる。

第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

基本編第3章第9節第2項「遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画」で定めるところによる。

第10節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

基本編第3章第10節第1項「公共施設等災害応急復旧計画」で定めるところによる。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画

基本編第3章第10節第2項「電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画」で定めるところによるが、3 ガス施設災害応急対策 については、以下の対策を実施する。

3 ガス施設災害応急対策

基本編第3章第10節第2項3「ガス施設応急対策」で定めるところに加えて、(2)実施方法については、以下の対策を実施する。

カ 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメーターによる主要導管の圧力変化、移動無線車及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

キ 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって二次災害の発生が懸念される場合は、ブロック化された導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

第3項 廃棄物処理計画

基本編第3章第10節第3項「廃棄物処理計画」で定めるところによる。

第11節 ボランティアの受入等に関する計画

基本編第3章第11節「ボランティアの受入等に関する計画」で定めるところによる。

第12節 文教計画

基本編第3章第12節「文教計画」で定めるところによる。

第13節 災害救助法適用計画

基本編第3章第14節「災害救助法適用計画」で定めるところによる。

第4章 災害復旧計画

第1節 基本方針

災害に対する応急対策を行った後において、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図るため、被害者の生活、生業の維持及び回復、被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定めるものであって、その内容は次のとおりとする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

基本編第4章第2節「被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画」に定めるところによる。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

基本編第4章第3節「被災者の生活確保に関する計画」に定めるところによる。

第4節 施設災害復旧計画

基本編第4章第4節「施設災害復旧計画」に定めるところによる。

第5節 激甚災害の指定に関する計画

基本編第4章第5節「激甚災害の指定に関する計画」に定めるところによる。

第6節 義援金、救援物資受入及び配分に関する計画

基本編第4章第6節「義援金、救援物資受入及び配分に関する計画」に定めるところによる。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

基本編第4章第7節「災害復興計画（防災まちづくり）」に定めるところによる。